⑼　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休２日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。詳細については現場説明書による。

⑽　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後に衆議院から一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

⑶　令和７・８年度衆議院における電気通信工事の一般競争参加資格の認定を受けている者であること。また、１次審査の申請書及び資料提出時における最新の経営事項評価点数において、「電気通信」の総合評定値が1,100点以上であること。

ただし、上記⑵の再認定を受けている者にあっては、再認定後の資格をいう。

⑷　平成22年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、当該実績が衆議院の発注した工事である場合にあっては、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（入札説明書参照）」に該当するもの（以下「工事成績相互利用適用対象工事」という。）においても同様とする。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員の１者が、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事を施工した実績を有していればよい。なお、建築一式工事における施工実績は含まない。

同種工事とは、次の内容を満たす工事とする。

・電話交換設備（回線容量2000回線以上の中継台方式のデジタル交換設備。機器及び配線の施工を含むものに限る。）の更新又は新設を含む工事

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書きを適用する場合を含む。）で配置できること。ただし、同法第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

また、請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間や工事完成後の事務手続きのみが残っている期間等工事現場が不稼働であることが明確な期間、及び工場製作のみが稼働している期間については、配置予定技術者の専任を要しない。

ア　１級若しくは２級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（入札説明書参照）

イ　平成22年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事（⑷に掲げる工事）を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、当該経験が衆議院の発注した工事又は工事成績相互利用適用対象工事である場合にあっては、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員の１者が、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事を施工した経験を有していればよい。

ウ　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

また、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって配置予定技術者の資料を提出することができる。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札のときまでの期間に、「衆議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成14年６月27日事務総長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　衆議院が発注した工事又は工事成績相互利用適用対象工事における当該工種工事のうち、令和４年10月１日から令和６年９月30日までに完成した元請けとしての工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績の評定点の平均が60点以上であること。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

ア　２に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を与える。

イ　次の⑵評価項目により最大20点の加算点を与える。

ウ　得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

⑵　評価項目　以下に示す項目を評価項目とする。

①　ワーク・ライフ・バランスへの取組に関する評価

②　賃上げの実施に関する評価

③　本工事における施工の品質確保に関する具体的な技術提案

④　本工事における施工の生産性向上に関する具体的な技術提案

⑶　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は、入札説明書による。

⑷　落札者の決定　入札参加者は、価格及び上記⑵に示す評価項目の提案等をもって入札し、次のアからイの要件に該当する者のうち、評価値｛評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格｝の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　最低限の要求要件を全て満たしていること。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、電子くじによる抽選を実施し落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―0014 東京都千代田区永田町１－７－１　衆議院庶務部電気施設課契約係　電話03―3581―5111　内線35300

持参の際の来庁先→衆議院第二別館７階　東京都千代田区永田町１－６－３

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間：令和７年５月13日９時00分から令和７年８月７日17時00分まで

国会に置かれる機関の休日に関する法律第１条に規定された休日（以下「休日」という。）を除く。

イ　交付場所：⑴に同じ

ウ　その他：入札説明書等の交付を希望する者は、ＣＤ―Ｒ（未使用のもの）をアの期間内に⑴に持参することとし、持参したＣＤ―Ｒに入札説明書等の電子ファイルを複製したものを無償で交付することとする。交付希望者は、事前に⑴に連絡をすること。

なお、郵送による交付も対応するが、希望する者は必ず事前に連絡をしたうえで、ＣＤ―Ｒ及び所定の郵便料金分の切手を貼付した返信用封筒を⑴に送付すること。